

中小企業等省エネ設備導入支援事業補助金
よくある質問（Q & A）
本Q & Aは、予告なく追記、変更される可能性があります。予めご了承ください。

目次

- Q1：個人事業主はどのような者が対象となるか。
- Q2：個人事業主で確定申告をしていない場合はどうなるか。
- Q3：今後、宍粟市内で開業を予定しているが、申請は可能か。
- Q4：医療法人、社会福祉法人、学校法人等は対象となるか。
- Q5：中小企業者等の要件となっている資本金の額等や従業員の数は、各事業所単位で見ればよいか。
- Q6：中小企業者等の規模について、資本金の額等と従業員の数の双方の基準を満たす必要があるか。
- Q7：「宍粟市内に事業所を有する」とは。
- Q8：自宅兼事業所（店舗）は対象になるか。
- Q9：本店は宍粟市外だが、事業所が宍粟市内にある。当該事業所において補助対象事業を実施したいが、対象となるか。
- Q10：複数のグループ企業を傘下に持っているが、グループ企業ごとに申請をすることは可能か。
- Q11：個人事業主で自宅を事務所にしている。事業用と居住用の共用部分におけるLED照明や空調設備の設置等の取組は、対象となるか。
- Q12：他の補助制度との併用は可能か。
- Q13：LED照明については、どのようなものでも対象となるか。
- Q14：対象設備かどうかの確認はどのようにすればよいか。
- Q15：LED照明からLED照明に更新する場合も対象となるか。
- Q16：補助対象経費はどのようなものがあるか。
- Q17：付属設備の範囲はどこまでか。
- Q18：元々あった設備の撤去や処分に係る費用は対象となるか。
- Q19：自社で施工する場合の工事費用は対象となるか。
- Q20：設置工事に必要な足場の費用や安全対策費等は補助対象経費に含まれるか。
- Q21：補助対象設備の更新に伴い、床面や壁面のクロス等を修復する経費は補助対象経費に含まれるか。
- Q22：業者から早急に着手金を払うように求められているが、交付決定前に着手金だけを支払うことは問題ないか。
- Q23：業者の選定は交付決定前に行っても問題はないか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めても問題はないか。
- Q24：申請を代理で行ってもよいか。
- Q25：補助金を申請するための各種提出書類はどこで入手できるか。
- Q26：申請内容に不備書類や不足書類があった場合はどうなるか。

Q27：申請書を市民局へ持ち込んでも受け付けてもらえるか。

Q28：交付申請書等の申請者欄は本社の所在地を記載すればよいか。それとも補助対象事業を実施する事業所の所在地を記載すればよいか。

Q29：登記事項証明書はどこで何を取得すればよいか。

Q30：完納証明書はどこで取得すればよいか。

Q31：提出書類にある、カタログ等の資料とは何か。

Q32：事業完了とは、設備等の引き渡しが済んだ状態のことを意味するのか。

Q33：補助金の受け取り時期はいつか。

Q34：交付決定後、導入する補助対象設備の型番が変更となる場合の手続きは。

Q35：交付決定後に補助対象設備や補助対象経費に変更が生じても問題ないか。

Q36：宍粟市内に新たに工場を新設しようとしており、補助対象設備を導入する予定だが、対象となるか。

Q37：現況設備（更新前）の写真は、型番まで撮影する必要があるか。

Q38：高効率照明について、省エネ型製品情報サイトに登録がないものでも対象になるか。

Q39：確定申告書や開業届については、税務署受領印や電子申告受信通知のないものでもよいか。

Q40：更新する設備は着脱可能な取り付け方でも問題ないか。

Q41：LED照明について基準を達成していても、省エネ性マーク（グリーン）の明示ができなければ補助対象設備とはならないのか。

Q42：申請書類に漏れがあった場合はどうなるか。

Q43：業者への支払は申請者と異なる名義によるものでも問題ないか。

Q1：個人事業主はどのような者が対象となるか。

A：個人事業主として開業届の提出や確定申告を行っている方が該当します。

Q2：個人事業主で確定申告をしていない場合はどうなるか。

A：確定申告をしていない場合であっても、開業届の提出があれば対象となります。ただし、いずれも提出することができない場合は、本事業の対象とはなりません。

Q3：今後、宍粟市内で開業を予定しているが、申請は可能か。

A：申請時点で開業していることが必要であるため、申請していただく時期は開業後となります。

Q4：医療法人、社会福祉法人、学校法人等は対象となるか。

A：社団法人、財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人などは補助対象外です。

Q5：中小企業者等の要件となっている資本金の額等や従業員の数は、各事業所単位で見ればよいか。

A：企業全体の資本金の額（出資の総額）や従業員数をご確認ください。

Q6：中小企業者等の規模について、資本金の額等と従業員の数の双方の基準を満たす必要があるか。

A：資本金の額（出資の総額）又は常時使用する従業員のいずれか一方の基準を満たしていれば対象となります。

Q7：「宍粟市内に事業所を有する」とは。

A：店舗・工場・事務所・支店等が宍粟市内に所在していることをいいます。これらは申請時に提出していただく資料により確認させていただいた上で判断します。

例：事業所税申告書事業所等明細書／固定資産税・都市計画税納税通知書固定資産課税明細書／固定資産税課税台帳記載事項証明／不動産登記事項証明書／建築確認資料／賃貸借契約書（いずれも申請者名義のものが必要です）

Q8：自宅兼事業所（店舗）は対象になるか。

A：事業所部分において事業の用に供している設備の更新については対象になり得ます。その際は、導入場所が事業用スペースであることが分かるように、写真や図面で分かりやすく示していただく必要があります。

Q9：本店は宍粟市外だが、事業所が宍粟市内にある。当該事業所において補助対象事業を実施したいが、対象となるか。

A：宍粟市内の事業所において補助対象事業を実施するのであれば、本店の所在地にかかわらず対象となります。

Q10：複数のグループ企業を傘下に持っているが、グループ企業ごとに申請をすることは可能か。

A：それぞれが別の法人格であれば、グループ企業ごとに申請をすることは可能です。

Q11：個人事業主で自宅を事務所にしている。事業用と居住用の共用部分におけるL E D

照明や空調設備の設置等の取組は、対象となるか。

A：自宅兼事業所（店舗）の場合、事業専用で使用している部分であって、事業の用に供している設備の更新であれば補助の対象となります。

以下は考え方の一例です。

①事務所の玄関と自宅用の玄関が分かれており、事業専用で使用している玄関・廊下・事務室・トイレがある場合、その部分における空調や照明等はいずれも補助の対象になります。

②事務所の玄関と自宅用の玄関が1つで、居間を事務室として使用している場合、居間ににおける設備更新のみが補助の対象になります。他の共用部分における設備更新は補助の対象なりません。

Q12：他の補助制度との併用は可能か。

A：本補助事業は国や他の地方公共団体が実施する補助金等との併用は認めていません。

Q13：LED照明については、どのようなものでも対象となるか。

A：全てのLED照明が対象となるわけではなく、調光制御設備又は高効率照明のうち、条件を満たしたものが対象となります。高効率照明は、2020年度を目標年度として省エネ基準達成率100%以上である照明器具（LED電灯器具）に限ります。電球（LEDランプ）は対象なりません。

Q14：対象設備かどうかの確認はどのようにすればよいか。

A：高効率照明（トップランナー基準を満たすLED照明）については、省エネルギー ベル又はカタログ等でご確認ください。

Q15：LED照明からLED照明に更新する場合も対象となるか。

A：既存の照明設備を新たに対象となるLED電灯器具に更新するものである必要があります。よって、蛍光灯式、水銀灯式、白熱灯式等の照明からLED電灯器具に更新する場合に限り対象となります。LED照明からLED照明に更新する場合は対象なりません。

Q16：補助対象経費はどのようなものがあるか。

A：補助対象経費は、設備購入費（補助対象設備の購入に係る費用をいう。）及び工事委託費（第三者に委託する補助対象設備の据付等に要する費用であって、必要な配管・配電等の工事費及び設置搬入費などをいう。）とします。具体的には、下表のとおりです。

設備購入費	補助対象設備、更新に必要不可欠な付属設備の購入に係る費用
工事委託費	更新設備の設置や運搬（配送）、撤去に係る作業費用
対象外経費	既存設備の処分費用、メンテナンス費（保証料）、保守契約費用、内訳が不明瞭な経費、自社施工した場合の工事費用、事業の用に供さない設備の費用、租税公課、振込手数料など

※既存設備の処分費用は補助対象外経費です。

Q17：付属設備の範囲はどこまでか。

A：補助対象設備を稼働させるために必要な範囲の設備となります。例えば、空調設備について、適切な稼働に必要な配管等の部品の購入に係る費用は対象となります。

Q18：元々あった設備の撤去や処分に係る費用は対象となるか。

A：撤去に係る作業費用（人件費）は対象となりますが、撤去後の処分に係る処分費用は対象となりません。必ず、撤去費用と処分費用の内訳が分かるように見積書を作成してください。撤去費用と処分費用の内訳が記載されていない場合は、その理由を事務局から確認させていただきます。なお、内訳を明記していただけない場合は、不明瞭な部分に係る全ての経費を対象外とさせていただくことがあります。また、処分費用は補助対象外経費ですが、既存設備の処分は必須です。

Q19：自社で施工する場合の工事費用は対象となるか。

A：自社で工事を行う場合は、工事費が対象外となる可能性があります。見積書の内容を確認し審査します。

Q20：設置工事に必要な足場の費用や安全対策費等は補助対象経費に含まれるか。

A：法令（労働安全衛生規則等）により、工事の際に設置が義務付けられている経費（仮設足場や安全対策費等）は、補助対象経費に含まれます。

Q21：補助対象設備の更新に伴い、床面や壁面のクロス等を修復する経費は補助対象経費に含まれるか。

A：補助対象設備の更新に伴う工事等により、やむを得ず現状復旧する必要がある場合には、必要最小限の範囲内で認められます。ただし、単なる経年劣化や色合わせ等の理由で張り替えをすることは認められません。

Q22：業者から早急に着手金を払うように求められているが、交付決定前に着手金だけを支払うことは問題ないか。

A：着手金であっても、交付決定前に支払うと対象外となります。

Q23：業者の選定は交付決定前に行っても問題はないか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めても問題はないか。

A：そのような準備を進めること自体は問題ありません。ただし、補助対象経費を精査した結果、申請者が想定する補助金額とならないことがありますので、予めご了承ください。また、契約や発注に関しては交付決定日以降に可能となりますので、注意してください。

Q24：申請を代理で行ってもよいか。

A：誓約事項があるため、代理での申請はできません。必ずご自身で申請書類を作成してください。

Q25：補助金を申請するための各種提出書類はどこで入手できるか。

A：宍粟市省エネ設備導入支援事業補助金専用ホームページから申請書類一式をダウンロードしていただくか、商工観光課及び各市民局産業振興係にて取得できます。

Q26：申請内容に不備書類や不足書類があった場合はどうなるか。

A：申請書類に不備等があった場合は、正式な受付完了とはなりません。事務局から不備等に関する連絡をしますので、連絡を受けた場合は速やかに対応してください。不備等が解消された時点で、受付完了となります。

Q27：申請書を市民局へ持ち込んで受け付けてもらえるか。

A：各市民局の産業振興係に提出ください。問い合わせについては、商工観光課のみでの対応となりますのでご了承ください。

Q28：交付申請書等の申請者欄は本社の所在地を記載すればよいか。それとも補助対象事業を実施する事業所の所在地を記載すればよいか。

A：法人の代表者様に申請を行っていただく必要があります。そのため、設備を導入する事業所とは別に本社等がある場合は、本社等の所在地や名称、代表者を記入してください。事業計画書には、補助対象事業を実施する事業所の所在地を記載していただく必要があります。

Q29：登記事項証明書はどこで何を取得すればよいか。

A：履歴事項全部証明書を法務局で取得してください。現在事項証明書ではありませんので、ご注意ください。

Q30：完納証明書はどこで取得すればよいか。

A：市役所税務課または各市民局市民係の窓口にて、市税の「滞納がないこと」の証明書を取得してください。

Q31：提出書類にある、カタログ等の資料とは何か。

A：主にメーカー、製品名、型番が分かるカタログ又はホームページの写しを意味します。

Q32：事業完了とは、設備等の引き渡しが済んだ状態のことを意味するのか。

A：補助対象設備を事業所に設置し、業者に代金を支払い終えた状態を意味します。

Q33：補助金の受け取り時期はいつか。

A：事業実績報告書及び請求書を提出いただき、その後、必要に応じて確認検査を実施し、完了後おおむね1か月後を目途に指定口座へ振り込みます。

Q34：交付決定後、導入する補助対象設備の型番が変更となる場合の手続きは。

A：原則、認められません。ただし、導入予定の製品等が販売中止になった、製造中止となつたため後継機に変更するなど、やむを得ない理由で導入する製品等を同等品に変えたい場合は、事前に事務局へご相談ください。なお、事後の承認申請は認めません。

Q35：交付決定後に補助対象設備や補助対象経費に変更が生じても問題ないか。

A：変更が生じると分かった時点で必ず市役所に相談してください。補助対象経費が増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となる点にご留意ください。

Q36：宍粟市内に新たに工場を新設しようとしており、補助対象設備を導入する予定だ

が、対象となるか。

A：対象となりません。既存の工場で事業の用に供している設備を、当該工場内で更新する場合にのみ対象となります。

Q37：現況設備（更新前）の写真は、型番まで撮影する必要があるか。

A：必ずしも型番まで撮影する必要はありませんが、現況設備は全て写真を撮影して提出してください。一つ一つの撮影ではなく、複数をまとめて撮影しても構いませんが、写真にそれぞれ番号を記入して、更新する設備がどれか、数量も確認できるようにしてください。また、設備を更新する事業所の内観が分かるように複数枚の写真を撮影して提出してください。なお、図面にはどの角度から撮った写真か分かるように矢印や番号を記載するようにしてください。写真台帳や図面の見本を作成していますので、参考にしてください。

Q38：高効率照明について、省エネ型製品情報サイトに登録がないものでも対象になるか。

A：トップランナー基準を達成している製品であっても、必ずしも当該サイトに登録されているわけではないため、申請者がカタログ等により当該製品がトップランナー基準を達成していることを証明できる場合は対象となり得ます。

Q39：確定申告書や開業届については、税務署受領印や電子申告受信通知のないものでもよいか。

A：原則は、税務署受領印又は電子申告受信通知があるものとします。ただし、税務署に控えの持参を失念した等の理由により受領印がないものについては、個別に事務局へご相談ください。

Q40：更新する設備は着脱可能な取り付け方でも問題ないか。

A：容易に着脱可能な取り付け方は不可とします。天井、床、壁面に固定し、容易に取り外すことができない状態に据え付けていただく必要があります。工事完了時の写真には、そのあたりが分かるような写真も撮影して提出してください。

Q41：LED照明について基準を達成していても、省エネ性マーク（グリーン）の明示ができなければ補助対象設備とはならないのか。

A：基準を達成していることが確認できれば、省エネ性マーク（グリーン）の明示がない場合でも対象とします。更新を検討している設備の固有エネルギー消費効率が次の条件を満たす必要があります。

（光源色が昼光色・昼白色・白色の場合）100ルーメン／ワット以上であること。

（光源色が温白色・電球色の場合）50ルーメン／ワット以上であること。

当該設備のカタログ等の資料で、固有エネルギー消費効率及び型番の箇所に○を記載するなどして分かりやすく明示してください。

Q42：申請書類に漏れがあった場合はどうなるか。

A：申請の要件を満たしていないものとして受付ができない場合がありますので、ご注意

ください。また、申請内容について確認する場合がありますので、必ず申請書の作成に関与した方が持参するようにしてください。

Q43：業者への支払は申請者と異なる名義によるものでも問題ないか。

A：認められません。補助金は、申請者が設備を更新するに当たって要した経費を補助する目的で交付を決定しています。申請者ではない別の名義人が支払った場合は、本来の趣旨から外れてしまうため、補助金を支給することができなくなります。必ず、申請者と同じ名義の口座から支払うよう注意してください。